

西日本工業大学職員退職金支給規程

最終改正 令和4年3月30日

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学就業規則（以下「就業規則」という。）第45条により、学校法人西日本工業学園が設置する西日本工業大学に勤務する、就業規則第3条に定める職員が退職した場合等に支給する退職金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金支給の条件)

第2条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 定年により退職したとき。
- (2) 傷病又は死亡により退職したとき。
- (3) 休職期間満了により退職したとき。
- (4) 自己の都合により退職したとき。
- (5) 就業規則第23条により解雇となったとき。
- (6) 就業規則第56条により諭旨退職となったとき。
- (7) 役職定年したとき。

(退職金の支給制限)

第3条 次の各号の一に該当する場合は、退職金は、支給しない。

- (1) 就業規則第56条による解雇
 - (2) 在職期間が1年未満の退職
 - (3) 指定職俸給表に定める号俸で給与を支給されている者
- 2 職員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、退職の際に支給すべきであった退職金を支給する。

(退職金の支払い)

第4条 退職金は、退職及び役職定年の際一時に現金通貨をもって支給する。

(退職金額)

第5条 退職金の額は、退職及び役職定年の日における俸給月額に在職期間に応じて別表（退職金支給率表）に掲げる退職金支給率を乗じて得た額とする。

- 2 前項に定める別表（退職金支給率表）は財団法人私立大学退職金財団の退職資金交付率に準じる。
- 3 退職金の支給金の額に円未満の端数を生じた場合には、端数を切捨て、10円未満の端数は4捨5入により10円単位に留めた額とする。

(在職期間の計算)

第6条 在職期間は、任用辞令発令の日の属する月から役職定年辞令又は退職辞令発令の日の属する月までの月数による。

- 2 役職定年後の在職期間は、新たな任用辞令発令の日の属する月から退職辞令発令の日の属する月までの月数による。
- 3 第1項及び前項の在職期間に、休職及び停職期間は、算入しない。なお、西日本工業大学教育職員特別任用規程第2条第1項第2号で規定する特任教員の在職期間については、算入する。
- 4 前項の規定により計算した在職期間に、1年未満の端数がある場合には、その端数は9捨10入とする。

(退職金の支給日)

第7条 退職金は、役職定年及び退職した日から起算して1ヵ月以内に支払う。ただし、死亡により退職した場合で、退職金の支給を受けるべき者を確認することができない場合は、この限りではない。

(職員が死亡したときの退職金)

第8条 職員が死亡により退職したときの退職金の支給は、その者の遺族にこれを支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第9条 前条に規定する退職金の支給を受けるべき遺族の範囲は、次の各号のとおりとする。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫及び祖父母又は職員の死亡した当時主としてその者の収入によって生計を維持していた兄弟姉妹
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその者の収入によって生計を維持していた親族
- (4) 第2号に該当しない兄弟姉妹

2 前項に掲げる者の退職金を受ける順位は、前項の各号の順位により、第2号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 職員が生前文書をもって所属長に対してした予告で、前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、同項の規定にかかわらず、退職金を受けるべき者は、その指定した者とする。

(退職金の増額)

第10条 在職中特別の功労があつた者、重要な職務にあつた者又は職務上の死傷若しくは大学の都合により、退職することとなつた者に対しては、第5条に定める額を増額することができる。

(退職金の返還)

第11条 退職者が退職後において次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、退職金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 懲戒解雇に該当する在職中の行為が明らかになったとき。
- (2) 学園が公開を望まない重要な情報を漏らしたとき。
- (3) 学園を誹謗中傷する言動や文書の公表によって、学園の信用・名誉を傷つけたとき。

(所管)

第12条 この規程に関する事務は、総務企画課が所管する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会が行う

附 則

- 1 この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 4 年 5 月 29 日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、平成 8 年 1 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 13 年 3 月 14 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、西日本工業大学就業規則を施行するにあたり、助手を除く教育職員には平成 22 年度までは次の表に掲げる率を乗じて得られた額を第 5 条の退職金に加算して支給する。

年 度	定 年 年 齢	割 増 率
平成 15 年度	満 70 歳	0%
	満 69 歳	5%
平成 16 年度	満 69 歳	5%
	満 68 歳	10%
平成 17 年度	満 68 歳	10%
	満 67 歳	15%
平成 18 年度	満 67 歳	15%
	満 66 歳	20%
平成 19 年度	満 66 歳	20%
	満 65 歳	25%
平成 20 年度	満 65 歳	15%
平成 21 年度	満 65 歳	10%
平成 22 年度	満 65 歳	5%

- 6 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 18 年 4 月 1 日から、別表（退職金支給率表）を財団法人私立大学退職金財団の退職資金交付率に準じる。なお、平成 18 年 3 月 31 日以前に採用された職員については、従前の退職金支給率表を適用する。
- 7 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から改正施行する。
- 8 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、平成 28 年度から平成 37 年度までの間に、平成 18 年 3 月 31 日以前に採用された職員が退職する場合で、その退職金支給率が当該改正前の支給率を下回るときは、その差の 2 分の 1（小数点第 4 位以下切り捨て）を支給率に加算することができるものとする。
- 9 この規程は、平成 31 年 3 月 27 日から改正施行する。
- 10 この規程は、令和 2 年 3 月 18 日から改正施行する。
- 11 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。ただし、この規程の改正施行前に任期職員であった者に係る第 6 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 12 この規程は、令和 4 年 3 月 30 日から改正施行する。

別表（第5条関係）

退職金支給率表

勤務年数	退職金支給率	勤務年数	退職金支給率	勤務年数	退職金支給率
1	0.586	18	17.832	35	46.36
2	1.171	19	19.237	36	47.531
3	1.757	20	22.936	37	48.702
4	2.342	21	24.888	38	49.874
5	2.928	22	26.84	39	51.045
6	3.514	23	28.792	40	52.216
7	4.099	24	30.744	41	53.387
8	4.685	25	32.696	42	54.558
9	5.27	26	34.258	43	55.632
10	5.856	27	35.819	44	55.632
11	8.667	28	37.381	45	55.632
12	9.526	29	38.942	46	55.632
13	10.385	30	40.504	47	55.632
14	11.244	31	41.675	48	55.632
15	12.102	32	42.846	49	55.632
16	15.021	33	44.018		
17	16.426	34	45.189		